

金融商品の認識及び測定 に関する FASB 基準の 最近の動向

No. US2019-08
May 23, 2019

目次:

代替的な測定方法を用いた資本 性金融商品への ASC820 の適用 可能性	2
取引日の為替レートでの再測定.....	2
ASC320 および ASC321 に対す るその他の修正.....	3

要約

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、信用損失、ヘッジおよび認識及び測定の新基準に対する修正を公表しました。本 In depth では、認識及び測定ガイダンスに対する FASB の修正を取り上げています。この修正には、特定の資本性金融商品への公正価値の適用方法および外貨建債券への適切な為替レートの適用方法に関する新しいガイダンスが含まれています。

FASB は、2019 年 4 月 25 日、会計基準アップデート (ASU) 2019-04「金融商品—信用損失 (Topic 326)、デリバティブ及びヘッジ (Topic 815)、金融商品 (Topic 825) に対する会計コード化体系の改善」を公表しました。

ASU2019-04 は、以下の ASU によって当初に導入または修正されたガイダンスの修正を行っています。

- ASU2016-13「金融商品—信用損失 (Topic326):金融商品に係る信用失の測定」
- ASU2017-12「デリバティブ及びヘッジ (Topic815):ヘッジ活動の会計処理に特定項目を対象とした改善」
- ASU2016-01「金融商品—全般 (Subtopic825-10):金融資産及び金融負債の認識及び測定」

本 In depth では、認識及び測定ガイダンスに対して行われた修正を取り上げています。ASU2019-04 が [ヘッジのガイダンス](#) および [新しい信用損失基準のガイダンス](#) に及ぼす影響の詳細については、各テーマの PwC In depth をご参照ください。

ASU2016-01 は、現在、公開事業会社 (public business entities: PBE) に適用されています。その他のすべての企業について、この基準は、2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度、および 2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度に含まれる期中報告期間から適用されますが、PBE の適用日と同時に早期適用することもできます。

ASU2019-04 による認識及び測定ガイダンスに対する修正は、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間より、すべての企業に発効します。企業は、ASU2016-01 を適用している場合、ASU2019-04 による認識及び測定ガイダンスに対する修正を任意の期中報告期間から早期適用することが認められています。企業が期中報告期間からの適用を選択した場合には、当該企業が ASC825-10-65-2 に関連する保留中の内容 (pending content) を適用した事業年度の期首時点で、修正を反映させなければなりません。

代替的な測定方法を用いた資本性金融商品へのASC820の適用可能性

ASC321は、企業が、容易に算定可能な公正価値のない資本性金融商品について代替的な測定方法を選択している場合で、以下のいずれかが生じているときには、当該金融商品を再測定することを要求しています。

- 減損 または
- 同じ発行企業の類似または同一の投資に関する秩序ある取引

このような資本性金融商品について、観察可能な取引が生じた日時点でASC820に従い公正価値で再測定しなければならないことを明確化するために、ASU2019-04はASC321-10のガイダンスを修正しました(ASC321は既に、減損時に公正価値での再測定を要求しています)。さらにFASBは、ASC820に含まれる非経常的な公正価値の開示が、代替的な測定方法に従い会計処理する資本性金融商品に適用されることを明確にするため、当該ガイダンスを修正しました。

企業が容易に決定可能な公正価値がない資本性金融商品を保有しており代替的な測定方法に従い会計処理している場合、これらの修正を将来に向けて適用しなければなりません。

取引日の為替レートでの再測定

ASU2019-04は、利害関係者からのフィードバックに対応して、取引日の為替レートを用いて再測定される非貨幣性項目の為替に関するガイダンスに対し、多くの明確化を行っています。

資本性金融商品

連結または持分法が適用されない外貨建の資本性金融商品は、引き続き非貨幣性項目となります。資本性金融商品が公正価値で測定される場合、為替レートの変動は公正価値の変動の一部とみなされるため、期末の為替レートを使用しなければなりません。代替的な測定方法を資本性金融商品に適用する場合、取引日の為替レートを適用しなければなりません。使用する取引時の為替レートは、取得日現在、またはその後に資本性金融商品を公正価値に調整した場合はその時点の為替レートでなければなりません。

企業が容易に算定可能な公正価値のない資本性投資を保有しており代替的な方法に基づいて会計処理している場合、これらの修正を将来に向かって適用しなければなりません。

負債証券

ASC830の負債証券への適用は、今回のガイダンスの修正では変更されていません。満期保有に分類されている負債証券は引き続き貨幣性資産であり、期末時点の直物レートに基づいて取引損益を当期純損益に計上します。満期保有に分類されない負債証券(すなわち、売却可能または売買目的保有)は、公正価値で測定されます。その結果、売却可能または売買目的保有の負債証券は引き続き、期末の為替レートに基づいて計上し、影響する為替レートの変動を以下に計上しなければなりません。

- 売却可能負債証券について、その他の包括利益累積額
- 公正価値で測定し変動が当期純損益に認識される負債証券について、当期純損益

ASC320およびASC321に対するその他の修正

FASBは、ASU2016-1における認識及び測定に関するガイダンスの一部を明確化するため、その他の修正を行いました。これらの修正には、以下が含まれます。

- ASC965で会計処理される保険および福祉の給付制度はASC320-10およびASC321-10の範囲に含まれないことの明確化
- 満期保有の負債証券の公正価値の開示は、公開事業会社(PBE)で要求されていることの明確化。PBE以外の企業は、償却原価で測定される満期保有の負債証券の公正価値を開示することは要求されない。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.